朝霞市基地跡地公園・シンボルロード 整備基本計画〔改訂版〕

平成 30 年 4 月 朝 霞 市

目 次

はじ	めに		1
第1	章	整備基本計画の見直しについて	3
1.	1	計画地の概要	3
1.	2	整備基本計画見直しの考え方	
1.	3	今回の計画見直しの位置づけ	10
第2	章	公園・シンボルロードのコンセプトと整備の方向性	12
2.	1	公園・シンボルロードのコンセプト	12
2.	2	公園・シンボルロードの現況と整備に向けた留意事項	13
2.	3	市民、関係機関等からの提案・ニーズ	24
2.	4	動線の考え方	29
2.	5	整備の方向性	31
第3	章	整備の進め方	48
3.	1	基本的な考え方	48
3.	2	第1期整備及び第2期整備区域	50
3.	3	各段階の整備	51
3.	4	整備水準	
第4:	章	管理・運営の考え方	64
4.	1	基本的考え方	64
4.	2	協働に向けた体制の構築	65
4.	3	民間活力との連携	66
4.	4	今後の管理・運営の進め方	67
資料:	編		70

はじめに

○これまでの経緯

この計画の対象となる基地跡地は、第二次世界大戦後の昭和20年(1945年)9月に米軍が進駐し、米軍基地「CAMP DRAKE」(キャンプ朝霞)として使用していた場所のうち、北側にある旧陸軍被服廠跡地の「CAMP NORTH」と呼ばれていた区域です。

ベトナム戦争が発生した昭和 40 年(1965 年)頃から基地返還要求運動が始まり、昭和 49 年(1974 年)8 月にキャンプ朝霞の大部分が日本に返還されることが決定し、昭和 61 年(1986 年)の米軍通信施設の返還により市内から米軍基地がなくなりました。

その後、昭和51年(1976年)に、国がいわゆる「三分割答申」といわれる「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針について」という国の国有財産中央審議会答申により、基地跡地の処分方針を示しました。これを受け、昭和53年(1978年)に、国、県、市に区画分けした「キャンプ朝霞跡地利用基本構想」が作成され、昭和54年(1979年)から昭和60年(1985年)にかけて、国(郵便局)、県(保健所、朝霞西高校、向陽園)、市(朝霞第八小、朝霞第四中、朝霞中央公園、青葉台公園、中央公民館、図書館等)の整備が進められました。その一方で、約19.4haの土地が「留保地」(将来のために留保する土地)として残されました。

国は、平成15年(2003年)6月に財政制度等審議会答申を受け基本的な考え方を転換し、 国有地の有効活用を促進することとし「原則利用、計画的有効活用」の方針に基づき、関係地方公共団体において合理的な期間(5年程度)を設定して利用計画を策定することとなり、市は、平成20年(2008年)4月に「朝霞市基地跡地利用計画書」(以下「跡地利用計画」という。)を策定し、同年5月16日に国へ提出しました。これを受け、基地跡地公園・シンボルロードの整備に向け、平成22年(2010年)3月に「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画」(以下「当初計画」という。)を策定しました。

しかしながら、跡地利用計画に位置づけられていた国家公務員宿舎の建設中止が平成23年(2011年)に決定したことから、財務省関東財務局からの要請に基づき、市は平成27年(2015年)12月に跡地利用計画を見直し、国へ提出しました。

また、この間に、国家公務員宿舎の建設予定地であった場所を活用し、平成 24 年 (2012年) 11 月に基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」を供用し、「使いながらつくる、つくりながら考える」をモットーに、市民協働による広場の管理・運営に取り組み、多くの市民の方に利用される自由な緑の空間を育ててきました。また、平成 29 年 (2017年)には留保地の一部に「朝霞公共職業安定所 (ハローワーク朝霞)」(約 0.3ha)が建設されました。さらに、基地跡地に近い陸上自衛隊朝霞訓練場が、平成 32 年 (2020年)に開催される「2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会」(以下「東京オリンピック・パラリンピック」という。)の競技会場となることが決定し、最寄駅である東武東上線朝霞駅と競技会場を結ぶ経路上にある基地跡地の重要性が高まってきました。

○今回の改訂について

これらの一連の経緯を受け、市は、平成28年(2016年)7月に「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会」を設置し、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の見直しに関する検討を開始しました。この際、当初計画の内容をふまえつつ、市民や関係機関等から様々な機会を通じて整備や利活用に関する要望、提案を把握しながら検討を進めました。

そして、まず東京オリンピック・パラリンピックの競技会場へのアクセスルートの一つとしてシンボルロードを機能させるため、平成29年(2017年)6月に、先行して「朝霞市シンボルロード整備基本計画」を策定し、「森と人とまちを結ぶふれあいのこみち」をコンセプトとして、ゆったりと歩ける歩行空間、大小様々なイベントを開催できる広場、くつろげる緑陰などを段階的に整備していくことを定めました。

その後、公園部分の整備基本計画の見直し検討を進め、特にこれまで国家公務員宿舎用地及び複合公共施設用地とされていた場所を含めて、公園全体をどのように利用し、その実現のためにはどのような整備を行うべきかという検討を進めてきました。

基地跡地公園・シンボルロードは、16.5ha もの広大な敷地に、基地返還後から現在にかけて自然に育った緑豊かな空間が広がっています。その緑を活かしながら整備する公園・シンボルロードは、さまざまな世代の市民が集い、まちに新たな活力とにぎわいを生み出す憩いと交流の拠点となるとともに、市の将来を担う子どもたちがのびのびと遊び、学び、成長する場となっていくことが求められています。また、同時に、本市の生物の多様性を育む緑の拠点、防災性の向上に寄与する拠点として、自然・環境に恵まれたまち、安全・安心なまちづくりを支えていくことも期待されています。

そして、この実現に向けて、子どもから大人までさまざまな世代の市民や事業者等とともに、これまで基地跡地で培ってきた「使いながらつくる、つくりながら考える」取り組みを、時間をかけて継続しながら、市民に愛される緑の空間を育んでいくことが求められています。

「朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕」(以下「本計画」という。)は、このような経緯と考え方に基づき、平成22年(2010年)に策定した当初計画の見直し検討を進めた成果をとりまとめたものです。

第1章 整備基本計画の見直しについて

1. 1 計画地の概要

(1) 基地跡地の位置及び周辺状況

公園・シンボルロードを含む基地跡地(留保地約 19.1ha)は、市の南西部に位置し、 東武東上線朝霞駅から最短で約 700mの距離に位置しています。

基地跡地は、飛び地状の市街化調整区域に指定されており、北側は商業系用途地域、 東・西・南側は住居系用途地域に指定されています。



図 位置図



凶 郁巾計画凶

出典:朝霞市基地跡地利用計画(平成27年12月)

(2)基地跡地利用状況

基地跡地(留保地)の周囲には、市役所、税務署、公園、学校、保健所、図書館等の公共施設が立地しています。

下図の赤枠の区域は国有地ですが、平成 29 年度(2017 年度)現在、下図の敷地①の一部は、市が青葉台公園第 2 駐車場として借用しています。また、敷地③の一部(紺色枠内)(約 3ha)は、財務省関東財務局と市が管理委託契約を締結し、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」として利用しています。その他の敷地は、原則閉鎖されています。

ただし、臨時的な利用として、毎年8月に開催されている朝霞市民まつり「彩夏祭」において、敷地②が会場の一部として、敷地③が公園通り(市道8号線)で行われるよさこい演舞の地方車の動線や花火打ち上げ場所として、それぞれ利用されています。

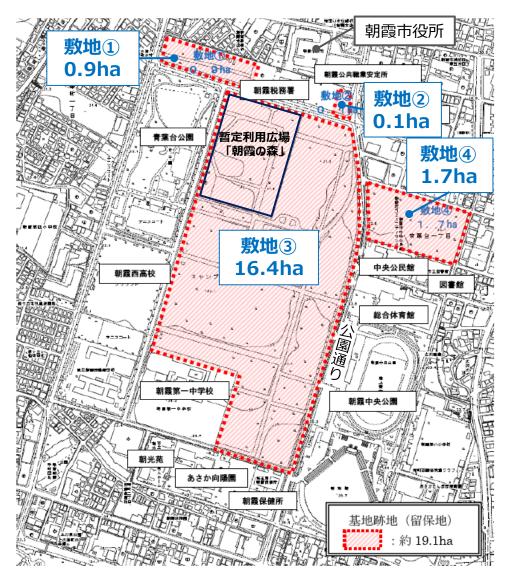


図 周辺の利用状況

出典:朝霞市基地跡地利用計画(平成27年12月)に加筆

(3) 本計画の対象区域

本計画は、「朝霞市基地跡地利用計画(平成 27 年 12 月)」に示された公園用地及び シンボルロード用地(計 16.5ha)を対象とします。

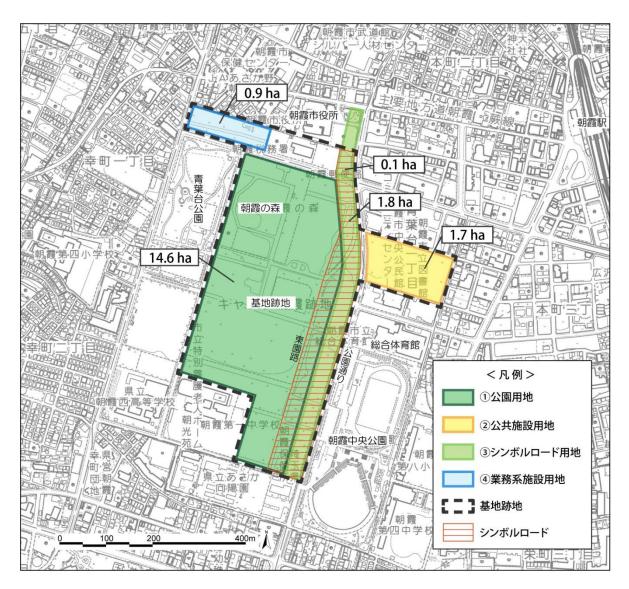


図 計画対象地

(朝霞市基地跡地利用計画(平成27年12月)を基に作成)

なお、本計画においては、公園通りから西側 30mのシンボルロード用地(道路法に基づく道路の区域)と、そこから公園区域内の既存の道路である東園路までの範囲を合わせた幅約 60mの範囲を一体的な空間として計画することで、より効果的な整備・活用を図ることができるため、この一体的な空間を「シンボルロード」として計画します。

(4) これまでの検討経緯

市は、平成 20 年(2008 年) 4 月に跡地利用計画を策定し、これに基づき、平成 22 年(2010 年) 3 月に当初計画を策定しました。

その後、国家公務員宿舎の建設中止が決定したことから、関東財務局からの要請に基づき、平成27年(2015年)12月に跡地利用計画を見直し、同月に国へ提出しました。

これを受け、市は、朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会を設置し、計画見直しに関する検討を開始し、東京オリンピック・パラリンピックの競技会場へのアクセスルートの一つとしてシンボルロードを先行して整備するため、平成29年(2017年)6月に「朝霞市シンボルロード整備基本計画」を策定しました。

表 基地跡地に関する主な検討経緯

設に米軍が進駐(キャンプドレイクの設営)
朝霞の大部分の日本返還が決定
朝霞跡地利用基本構想策定
施設返還により市内から米軍基地がなくなる
地跡地利用計画策定
改制度等審議会から答申を受け、基本的な方針を「原則留保、 ・公共利用」から「原則利用、計画的有効活用」に転換
地跡地利用基本計画(最終報告)が市に提出される
地跡地整備計画書が市に提出される
地跡地利用計画書策定(翌月に国へ提出)
地区地区計画を都市計画決定
地跡地公園・シンボルロード整備基本計画策定
員宿舎建設中止決定
東財務局長から「基地跡地利用計画」のうち土地利用計画の 再提出を求められる
暫定利用広場「朝霞の森」オープン
地跡地利用計画の見直し(同月に国へ提出)
地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会 計画見直しに関する検討を開始
ンボルロード整備基本計画策定
地区地区計画の変更を都市計画決定
地跡地公園・シンボルロード整備基本計画〔改訂版〕策定

(5) 上位計画により公園・シンボルロードに求められる機能

公園・シンボルロードを含む基地跡地(留保地約 19.1ha)は、市の南西部に位置し、 東武東上線朝霞駅から最短で約700mの距離に位置しています。

平成22年(2010年)3月に策定した当初計画では、「あさかの森をつくる」という大きなコンセプトのもとに、「遊び・学び・癒される・憩いの森」「人と自然が共存する森」 「市民が守り育てる森」の3つのコンセプトを掲げ、整備の考え方、方針を示しました。

平成27年(2015年)12月に見直した跡地利用計画において、公園・シンボルロードを含む基地跡地は、「既存の周辺公共施設の活用及びそれらとの連携とともに、緑の拠点としての機能や市の文化、スポーツ、レクリエーション的利用など、多面的な活用が期待される本市のシンボルとなる拠点」と位置付けられており、その中で、みどりの拠点ゾーンの土地利用方針として、防災拠点機能を備えた総合公園としての活用、多様な動植物を育む樹林の保全、様々な利用が行われる空間としての活用等の方向性が示されています。

また、「朝霞市都市計画マスタープラン(平成 28 年 11 月改訂)」及び「朝霞市みどりの基本計画(平成 28 年 3 月改訂)」では、豊かな自然・環境の拠点、レクリエーション、憩い、交流、防災機能を有するみどりの拠点として位置づけられており、周辺の施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い、地域の交流と活性化を図るという方向性が示されています。

当初計画に示された公園・シンボルロードのコンセプト、上位計画に示された方向性 及び隣接する青葉台公園、朝霞中央公園の主な機能をふまえ、公園・シンボルロードに 求められる機能を次のように整理します。

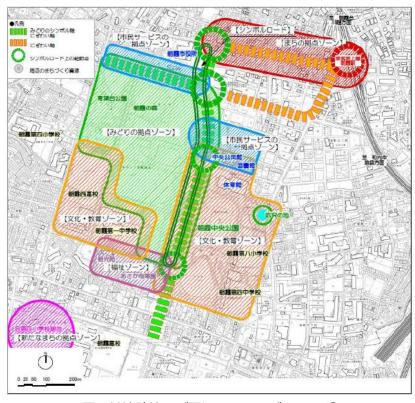


図 基地跡地及び周辺エリアのゾーニング

出典:朝霞市基地跡地利用計画(平成27年12月)

【当初計画における公園・シンボルロードのコンセプト】

あさかの森をつくる

遊び・学び・癒される・ 人と自然が

市民が

憩いの森

共存する森

守り育てる森

【上位計画に示された方針等】

朝霞市基地跡地利用計画	◆基本コンセプト 周辺の公共施設と連携し、緑に囲まれた"次の朝霞"のための"憩いと交流 の拠点" ◆みどりの拠点ゾーンの土地利用方針 ・防災拠点機能を備えた総合公園 ・多様な動植物を育む樹林 ・人と動物が共存する武蔵野の風景 ・自然性と都市性が調和する緑に囲まれた空間 ・様々な利用が行われる空間 ・歩道や広場などの施設や便益施設等の配置
朝霞市都市計画	(全体構想) 豊かな自然・環境の拠点となる <u>まとまった緑地を保全</u> する 拠点
マスター	(地域別構想) 防災拠点やみどりの拠点など周辺施設と連携した多面的な
プラン	利用可能性の検討を行い <u>地域の交流と活性化</u> を図る
朝霞市 みどりの 基本計画	・既存の樹木・樹林等の豊かな自然環境を受け継ぎながら <u>レクリエーション、憩い、交流の拠点</u> として一体的な活用 ・ <u>防災機能</u> を有するみどりの拠点 ・周辺施設と連携した多面的な利用可能性の検討を行い <u>地域の交流と活性化</u>
	を図る

公園・シンボルロードに求められる機能

- ○多様な動植物を育む自然環境の保全
- ○人と自然が共存する遊び・学び・憩いの場
- ○地域の交流、活性化の拠点
- ○防災拠点機能

青葉台公園の主な機能

○スポーツ・運動

団体:ソフトボール、少年野球 テニス、ゲートボール

個人:ウォーキング

○遊び

芝生広場、遊具、水遊び

朝霞中央公園の主な機能

○スポーツ・運動

団体:陸上競技、サッカー、野球 個人:ジョギング、ウォーキング

○遊び

遊具(幼児遊具、ブランコ等)

1.2 整備基本計画見直しの考え方

当初計画を策定した平成 22 年(2010 年)以降、公園・シンボルロードを取り巻く状況 は大きく変化しています。また、国家公務員宿舎の建設中止の決定を受け、予定地であった区域に基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」を開設し、「使いながらつくる、つくりながら考える」という考え方のもと、市民主体の管理・運営を進め大きな成果をあげてきました。

一方で、平成 28 年(2016 年)には、計画地において鉛及びダイオキシン類による土壌 汚染区域が存在することが明らかとなり、公園・シンボルロードとして整備、開放する際 には安全性を確保する対策を行う必要性が生じています。

さらに、今後は人口減少・高齢化の進行や公共施設の老朽化を背景に、市の財政状況が厳しさを増していくことが見込まれることから、公園については用地取得も含め、公園・シンボルロードの整備及び管理・運営に関する費用の確保に向けて、既存の事業手法にとらわれず、市民や事業者等との積極的な連携・協働など新たな方法を積極的に活用しながら、長期的、段階的に整備を進めていくことが必要となります。

これらの状況の変化及び上位計画により公園・シンボルロードに求められる機能をふまえ、以下の考え方に沿って計画を見直しました。

①「使いながらつくる、つくりながら考える」公園づくり

当初計画のコンセプト、整備の考え方を基本としつつ、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」 において培ってきた市民中心の管理・運営の実績を活かし、「使いながらつくる、つくりな がら考える」という考え方を公園・シンボルロード全体に広げていくことを基本とします。

このため、本計画は公園・シンボルロードの完成形を示すものではなく、現段階での市民・関係機関等の提案・ニーズ、公園・シンボルロードの現況をふまえ、今後の整備の方向性を示すものとし、各エリアの整備を進める段階で、市民・関係機関等と話し合いながら整備内容を具体化していくことを前提とします。

②計画地の早期開放・活用に向けた柔軟な事業手法の展開

計画地は国有地であり、用地取得や土壌汚染対策に関する国との協議が整うまでは、本格的な整備を進めることは困難なことから、将来の整備を見据え、まずは多くの市民、事業者等が整備や管理・運営に参加する機会を設けていくことを優先課題とします。

このため、国有地の管理委託により暫定利用の区域を拡大する、一部区画の有償貸付を受けて社会実験的にカフェ等の収益施設を運営するなど、実現可能性のある手法を検討し、柔軟な事業手法によって計画地の早期開放・活用を進めていくことを目指します。

③市民、事業者等と連携した公園整備、管理・運営の推進

市は、第1期整備として、平成32年(2020年)春の暫定供用を目指して、シンボルロードの整備を進めています。

このため、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」で培われた市民主体の管理・運営の取り組みをふまえ、市民や事業者等が主体となり、供用されたシンボルロードの管理・運営、さらには将来の公園の管理・運営を担っていくことを目指す取り組みを展開します。

1.3 今回の計画見直しの位置づけ

本計画は、前項に示した整備基本計画見直しの考え方に基づき、平成22年(2010年)3月の当初計画策定後に行われた上位計画等の変更内容を反映させるとともに、平成28~29年度(2016~2017年度)に開催した朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会における検討経過、またこの間に行った市民意見交換会、アンケート調査、関係機関へのヒアリング等を通じて寄せられた市民・関係機関等の提案・ニーズ等をふまえ、当初計画を改訂するものであり、今後の整備、管理・運営に関する基本的な方向性として、主に次の事項について示したものです。

- ・公園・シンボルロードの利活用ニーズをふまえた活動イメージ及び整備の方向性
- ・公園・シンボルロードの整備事業の進め方
- ・管理・運営の考え方

導入する施設・設備の位置や内容は、本計画をふまえ、設計段階でさらに市民意見を反映しながら具体化を検討します。

なお、本計画は、次の理由により「朝霞市シンボルロード整備基本計画(平成29年6月)」 の内容を包含するものとして策定します。

- ・平成32年(2020年)春のシンボルロードの暫定供用に向けて早急に当該区域の整備基本計画をまとめる必要があり、先行して整備基本計画を策定したが、本来、公園とシンボルロードは一体の空間であることから、整備基本計画としても一体的に方向性を示す必要があること。
- ・朝霞市シンボルロード整備基本計画は、公園の整備内容に応じて第2期整備以降の整備の優先順位については見直しを行うことを前提としていること。

また、本計画は、段階的整備を前提としており、平成32年(2020年)春の第1期整備終了後、第2期整備に着手する前(平成32年度(2020年度)以降)に、第1期整備における成果、課題等の検証をふまえ、第2期整備以降の整備内容・スケジュール等について再確認を行い、優先的に進める整備内容を検討します。

さらに、第2期整備までの整備状況や、すでに供用された区域における管理・運営状況から得られた知見、また社会情勢や市民ニーズの変化をふまえ、第2期整備の完了が見込まれる平成37年(2025年)以降に、本計画の見直しの必要性について検討することとします。

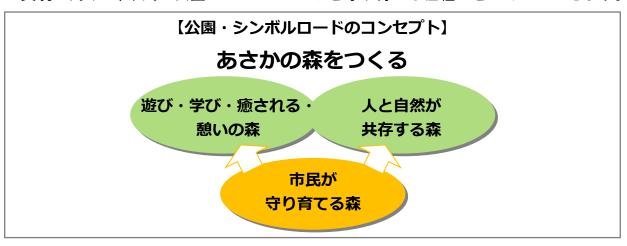
朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画(平成22年3月) 上位・関連計画 ・朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備 朝霞市基地跡地利用計画(平成27年12月) 基本計画見直し検討委員会における検討 朝霞市都市計画マスタープラン(平成28年11月) ・市民、関係機関等からの提案・ニーズ 朝霞市みどりの基本計画(平成28年3月) 平成 29 朝霞市シンボルロード (2017)整備基本計画策定 年度 朝霞市基地跡地公園・ (平成 29 年 6 月) 市民意見 シンボルロード の反映 整備基本計画見直し (平成 29 年度(2017 年度)) 基本設計・第1期整備区域 実施設計 (主な見直し点) ・利活用のニーズをふまえた活動イメージ 及び整備の方向性 第1期整備 ・生物多様性の確保、管理運営に関する考 え方の追加 平成 32 ・第1期整備、第2期整備の内容 等 シンボルロード暫定供用 (2020)年春 平成 32 市民意見 第1期整備における成果、課題等の検証を踏まえた (2020)の反映 第2期整備以降の整備内容・スケジュール等の確認 年度 第2期整備区域設計 第2期整備 平成 37 朝霞市基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画の 市民意見 (2025)の反映 見直しの必要性について検討 年以降

図 公園・シンボルロードの整備における今回の計画見直しの位置づけ

第2章 公園・シンボルロードのコンセプトと整備の方向性

2. 1 公園・シンボルロードのコンセプト

当初計画に掲げたコンセプト及び整備の考え方、方針を基本としつつ、その後に寄せられた市民、関係機関等からの提案・ニーズ等をふまえ、公園・シンボルロードの整備を通じて「遊び・学び・癒される・憩いの森」、「人と自然が共存する森」をめざします。また、その実現に向けて、市民が公園・シンボルロードを守り育てる仕組みをつくっていきます。



整備の考え方

- 朝霞市民の財産となるオープン スペース
- ・新たなにぎわい、交流の拠点、 彩夏祭などのイベントの場所
- ・将来を担う子どもたちの活動の場
- ・基地の歴史の保存と継承
- ・既存の緑の保存
- ・地域の歴史を物語る樹木の保全
- 朝霞市の緑の拠点
- ・生物の多様性の保全
- ・周辺施設と連携した機能の配置
- ・市民の憩いの場・健康増進の場
- ・周辺の公共施設と連携した防災の拠点
- ・既存通路の利用・既存の緑の活用
- ・時間をかけた整備・市民が使い ながら成長する公園
- ・市民参加による公園の管理・運営

整備の方針

「現状の自然環境を活かし、必要な手入れを継続的に行うことにより、自然環境や生物の多様性を保全します。」

「憩い・遊び・学ぶことのできる公園に します。」

「自然の中で人々が憩い・遊び・学ぶための多様なゾーンをつくり、それぞれの特性に応じた活動を行う場をつくります。」

「市民と行政が手を取り合い協働で管理 運営を行います。」

「市民が使いながら時間をかけて手づく りで成長させていく公園とします。」

「朝霞市の中心的な場所に立地する緑の 拠点として、基地の歴史と自然を伝え ながら市民に愛される魅力あふれる 公園を目指します。」

2. 2 公園・シンボルロードの現況と整備に向けた留意事項

(1)空間の構成要素(現状)

土地の被覆状況及び植生から、計画地内の空間は、「裸地・舗装面」「草地」「密度が比較的低い樹林地」「竹林」「密度が比較的高い樹林地」に分けられます。

開けた空間である裸地・舗装面は、公園・シンボルロードを訪れる人の交流の場となる広場として活用することが考えられるなど、利用ポテンシャルの高い空間といえます。

また、密度が比較的高い樹林地は、生物の生息・生育環境として保全するなど、保全を重視した活用が考えられます。

これらの中間に当たる草地、密度が比較的低い樹林地、竹林は、利用と保全のバランスを取りながら活用することが考えられます。

さらに、計画地内には、基地時代に整備された道路が残されており、当面の間、動線 として活用することが考えられます。

なお、計画地内には、土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」(特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域)に指定された、鉛及びその化合物による汚染区域が存在しています。また、環境省が定める「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル」に示されたダイオキシン類の基準値、調査指標値を超過する汚染区域も存在しています。これらの区域については、整備、開放を行う前に適切な対策を行うことが求められます。

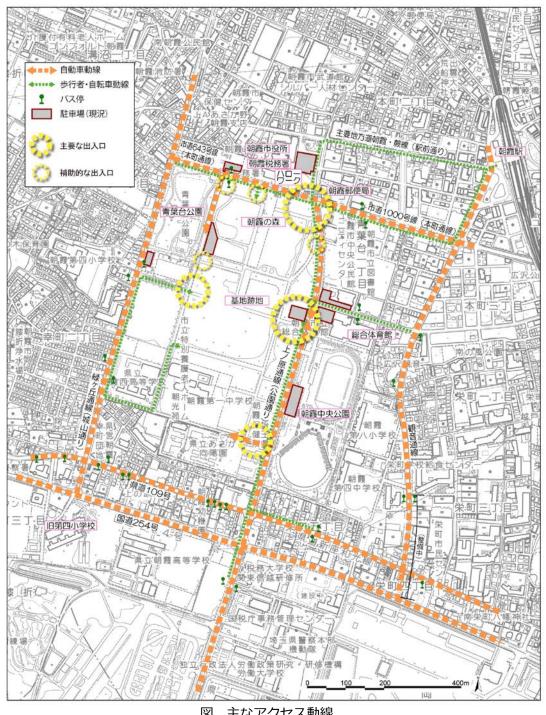


(2)公園・シンボルロードへの主なアクセス動線

歩行者のアクセスについては、東武東上線朝霞駅から主要地方道朝霞・蕨線(駅前通 り)または市道 1000 号線を経由し、公園北東部に到達するルート、及び周辺の最寄りの バス停からのアクセスが想定されます。

自動車のアクセスについては、国道 254 号、県道 109 号から上ノ原通線(公園通り)を 経由し、公園南側に到達するルート、緑ヶ丘通線(城山通り)、観音通線から市道 1000 号 線、市道643号線等を経由し公園北側からアクセスするルートが想定されます。

これらのアクセス動線と、広場としての活用が考えられる空間との結節点となる場所 が、公園・シンボルロードへのゲートの役割を果たすと考えられます。



主なアクセス動線

(3) 自然的環境

①現況

ア) 植物相

計画地の北部と南西部に比較的密度の低い落葉広葉樹林が分布し、区域の中央部と 公園通りに沿った南東部分に比較的密度の高い落葉広葉樹林が分布しています。

樹種は、過去に植栽されたと推測されるヤマザクラ、ハリエンジュ、スズカケノキ、周辺地域の雑木林の構成樹種であるムクノキ、エノキ、ミズキ、先駆性樹種であるアカメガシワが多く見られます。また、過去の主要動線等に沿って、スズカケノキ、ヤマザクラ、イチョウの大径木が見られます。なお、樹林地の一部において、埼玉県レッドデータブックにおいて準絶滅危惧(NT)に指定されているサイハイランが群生しています。また、マツバラン(環境省レッドリスト準絶滅危惧(NT)、埼玉県レッドデータブック絶滅危惧IA(CR))が数箇所で確認されていますが、埼玉県レッドデータブックによると、計画地が含まれる荒川西台地においては、自然分布ではない可能性があるとされています。

イ) 鳥類・昆虫類

平成22年(2008年)、平成28~29年(2016~2017年)に実施した生物調査から、 樹林性の鳥類(エナ、ウソ等)、草地のような開けた空間と樹林地の組み合わせを好む 鳥類(モズ、ジョウビタキ、アトリ等)が確認されています。

昆虫類の生息環境の観点からは、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」として利用されているエリアの一部やリトルペンタゴン付近にみられる草刈を実施しないエリアで多くの昆虫類が確認されています。一方、正面園路南側のホオジロの繁殖が確認されているエリアの草地は、クズの繁茂が進み、確認された昆虫類の種数が少なく、単調になっています。また、樹林地については、大木の生長により林床に光が届きにくい場所が多く、植生が貧弱になっており、あまり多くの昆虫類が確認されていません。

2課題

平成 22 年(2008 年)、平成 28~29 年(2016~2017 年)に実施した生物調査の結果をふまえ、自然的環境の保全について、以下の課題が挙げられます。

- ・基地跡地の樹林地は、基地時代の人工的な植栽に、鳥類散布、風散布等によって分布を広げる樹木が加わって形成されたものであり、周辺地域の植生とは異なる環境となっていることから、将来的にめざす樹林地のあり方については慎重に検討を進める必要があります。
- ・確認されている希少種については、公園・シンボルロードの整備を行う際に保全を 検討する必要があります。
- ・現在の状態を生息環境として活用している生物種も確認されていることから、その生息環境の維持についても留意が必要です。
- 生物の生息状況は常に変化するため、継続的にモニタリングを行うことが必要です。

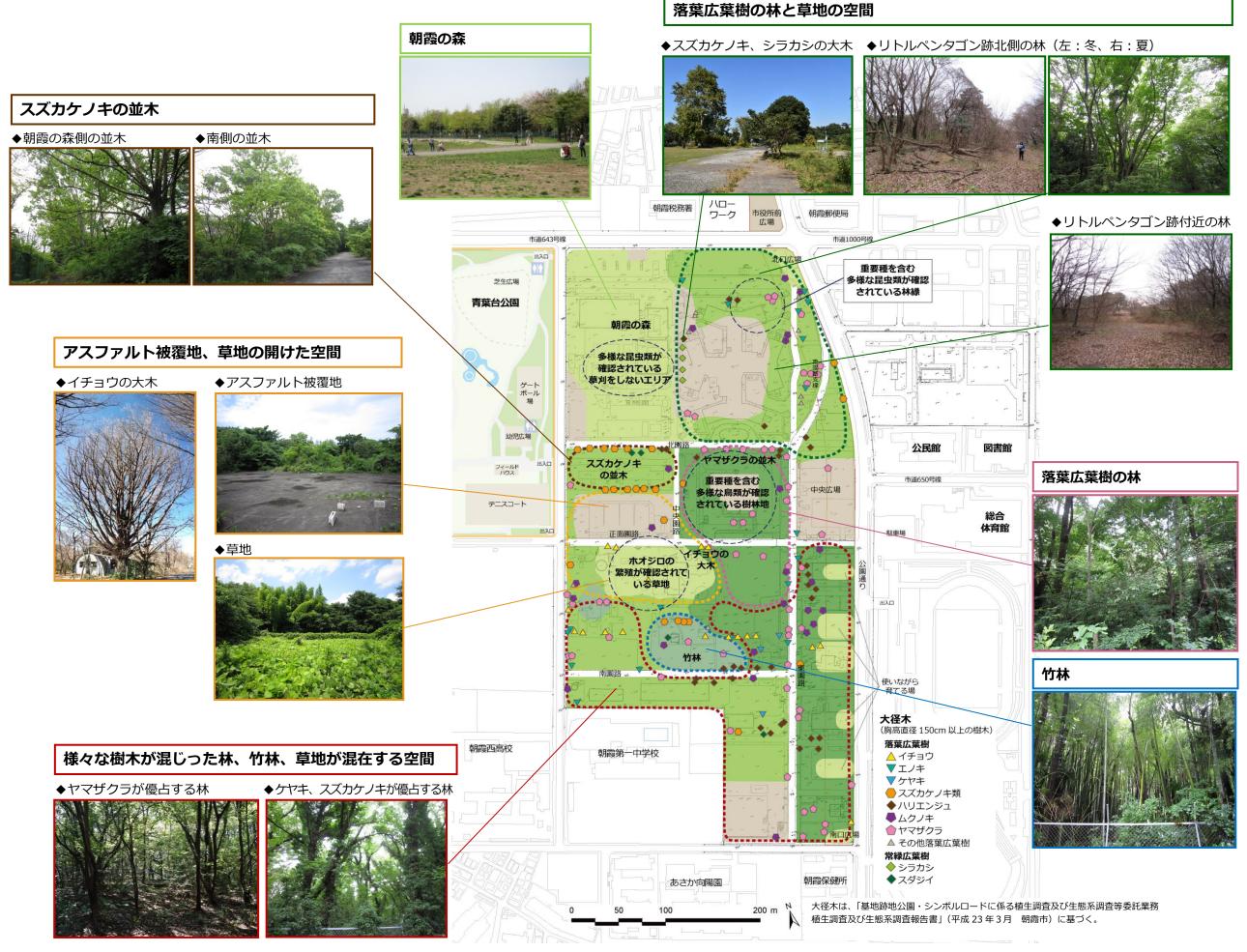


図 自然的環境の分布

【参考】基地跡地の変遷

昭和53年(1978年)



昭和 58年(1983年)



平成 25 年(2013 年)



③生物の多様性の保全に向けた留意事項

ア)基本的考え方

「朝霞市みどりの基本計画(平成28年3月改訂)」に示したみどりの将来像図において、青葉台公園、朝霞中央公園を含む基地跡地は水と緑の拠点の一つに位置づけられており、既存の樹木・樹林等の豊かな自然環境を受け継いでいくことが求められています。

また、国等では、平成24年(2012年)の生物多様性条約第10回締約国会議で採択された「愛知目標」を受け、生物多様性の保全に向けた取組が進められています。

計画地内の自然的環境の現況と課題をふまえつつ、みどりの将来像の実現及び「愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標」の達成に寄与していくことを念頭に、以下の考え方を基本として生物の多様性を保全します。

- ○公園の生物多様性を確保し、子どもたちが地域に本来、生息・生育するバッタやチョウなどの昆虫を身近に感じたり、森の中で様々な鳥の声を耳にしたりできる、動植物の生息拠点となる環境の形成をめざして、樹林地、草地の保全・再生を進め、市民が生物多様性について学ぶ場として公園の自然を活かしていきます。
- ○具体的にめざす樹林地等のあり方については、これまでの生物調査で得られた情報が限られた調査日における限定的な結果であることを考慮し、市民と協力して公園及び周辺に生息・生育する生物の情報の蓄積を続け、市民と話し合いながら目標とする草地、樹林地の方向性を具体化します。
- ○継続的な手入れが必要な樹林地については、市民参加による樹林管理を検討します。
- ○新たに植栽する植物は、在来種を中心としますが、花壇の植栽等、利用を重視する場所に おける外来種の取扱については、その都度、市民と話し合いながら整理します。

イ)エコロジカル・ネットワークの形成イメージ

整備の方向性を明らかにするに当たり、生物の多様性の保全の観点から、次の点に留意して計画地内の空間の保全と活用を図ります。

- ・中央部の鳥類の繁殖や重要種等が確認されている樹林地及び草地のうち、土壌汚染の影響の少ない範囲を、動植物の生息・生育環境の核として保全すること。
- ・核となる樹林地・草地の南側に広がる樹林地は、バッファー空間として保全と活用 を共存させながら、適正に活用、管理していくこと。
- ・核となる樹林地・草地と、計画地内の重要地点、周囲の公園等の間に、連続した緑 または飛び石状の緑を配置し、ネットワークを形成していくこと。

【参考】愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標への寄与

公園において生物の多様性の保全に向けた取組を進めることで、「愛知目標の達成に向けたわが国の国別目標」の次の項目に貢献できると考えられます。

A-1-1:生物多様性の広報・教育・普及啓発等の充実・強化

B-1-2:2020 年までに生息地の劣化・分断の減少のための取組の実施

D-2-2:生態系の保全と回復対策の推進による気候変動の緩和と適応対策の推進



図 エコロジカル・ネットワークの形成イメージ

(4) 基地跡地の遺物・遺構

①現況と課題

計画地は、旧日本軍の被服廠や米軍基地として使用された歴史を有しており、米軍基地時代に建てられた小屋、兵舎、ガソリンスタンド跡など、様々な遺物が残されています。

また、基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」の東側には、通称「リトルペンタゴン」と呼ばれる特徴的な形状をした建物跡地があります。

さらに、図示した遺物のほかに、「止まれ (STOP)」「立入禁止 (OFF LIMITS)」等の標識、通り名を表示していたと推測される矢羽型サイン、消火栓が各所に点在しています。

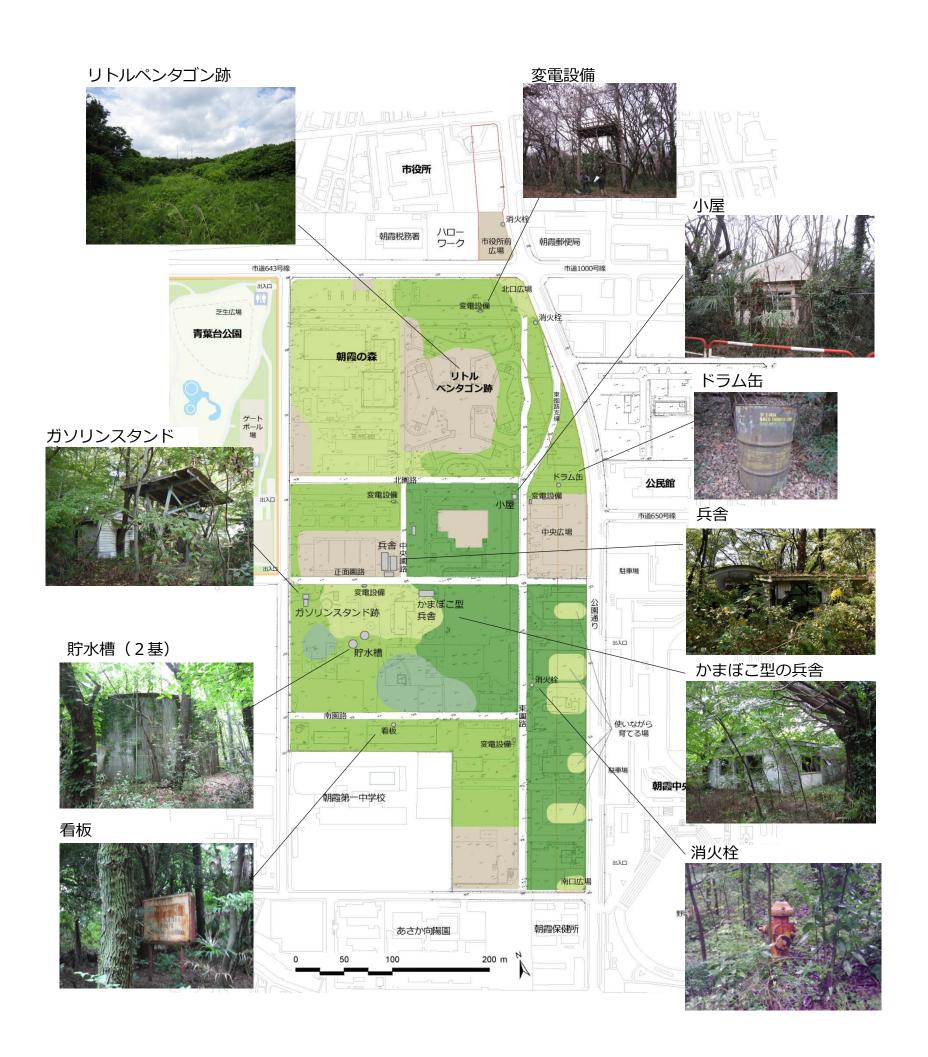
しかし、いずれの遺物も、老朽化が進行しています。

②遺物・遺構の保全・活用に向けた留意事項

市民の中には、基地を忘れたい、負の遺産であるという考え 方がある一方で、この土地が有してきた貴重な歴史や記憶を後 世に伝えていくことは、公園の大切な役割の一つでもあり、地 域の歴史を学ぶ素材として遺物・遺構の存在を活かしていくこ とが考えられます。

ただし、老朽化が進んでいることふまえ、次の点に留意して、 保全または活用を図ります。

- ・老朽化した遺物・遺構は、当面フェンスで囲うなどして安全を確保します。
- ・具体的な保全・活用方法については、遺物・遺構が立地する 場所の整備を進める段階で、安全面や保存価値について専門 家を交えて検討します。
- ・特徴的な形状のリトルペンタゴン跡地については、遺構の範囲を示す造形物(埋め込みタイル、モニュメント等)を設けるなど、その存在を継承する方法を検討します。



2.3 市民、関係機関等からの提案・ニーズ

(1) 公園の整備・利活用に対する市民・関係機関からの提案

当初計画策定後の平成 24 年(2012 年) 11 月に、市は、今回の見直しにより公園用地に組み込まれた旧国家公務員宿舎予定地に基地跡地暫定利用広場「朝霞の森」をオープンし、市民中心の管理・運営により利活用を進めてきました。

また、平成27年(2015年)12月に跡地利用計画を見直すなど、公園・シンボルロードを取り巻く状況は変化しています。

このため、朝霞市シンボルロード整備基本計画の策定及び当初計画の見直しにあたり、次の機会を通じて、改めて公園・シンボルロードの整備・利活用に対する市民、関係機関等からの提案・ニーズの把握を行いました。

<市民・関係機関等の提案・ニーズの把握>

- ○あさかの公園で楽しみ隊活動報告書(平成23年(2011年)3月)
- ○関係機関等ヒアリング(平成28年(2016年)8月~平成29年(2017年)2月)
- ○市民企画講座「みんなで考えよう!楽しいシンボルロードづくり」

(平成28年(2016年)10月)

- ○市民意見交換会(平成28年(2016年)10月)
- ○朝霞の森秋まつりで実施したアンケート(平成28年(2016年)11月)
- ○小中高校生アンケート(平成29年(2017年)1~2月)
- ○平成28年度朝霞市市政モニター 第2回アンケート調査

(平成29年(2017年)2~3月)

○市民意見交換会(平成29年(2017年)7月)

いただいた提案・ニーズは、活動に関する提案・ニーズ、施設整備に関する提案・ニーズに大別され、さらにそれぞれ下図に示す方向性に分類されました。

これらの提案・ニーズを展開できる可能性のある空間構成要素との関係を次ページに 整理しました。

活動に関する提案・ニーズの方向性

市民中心で公園を育てる活動

交流の場の創出・維持

自然を活かした遊びの場の創出

森に親しむ場や 機会の創出

自然環境の保全

散策・休憩 みどりを親しむ 開放的な空間を 活かした多様な 遊びの場の創出

自然とふれあい 学ぶ機会の創出

竹林の活用

生きものがすむ 森を育てる 場や機会の創出

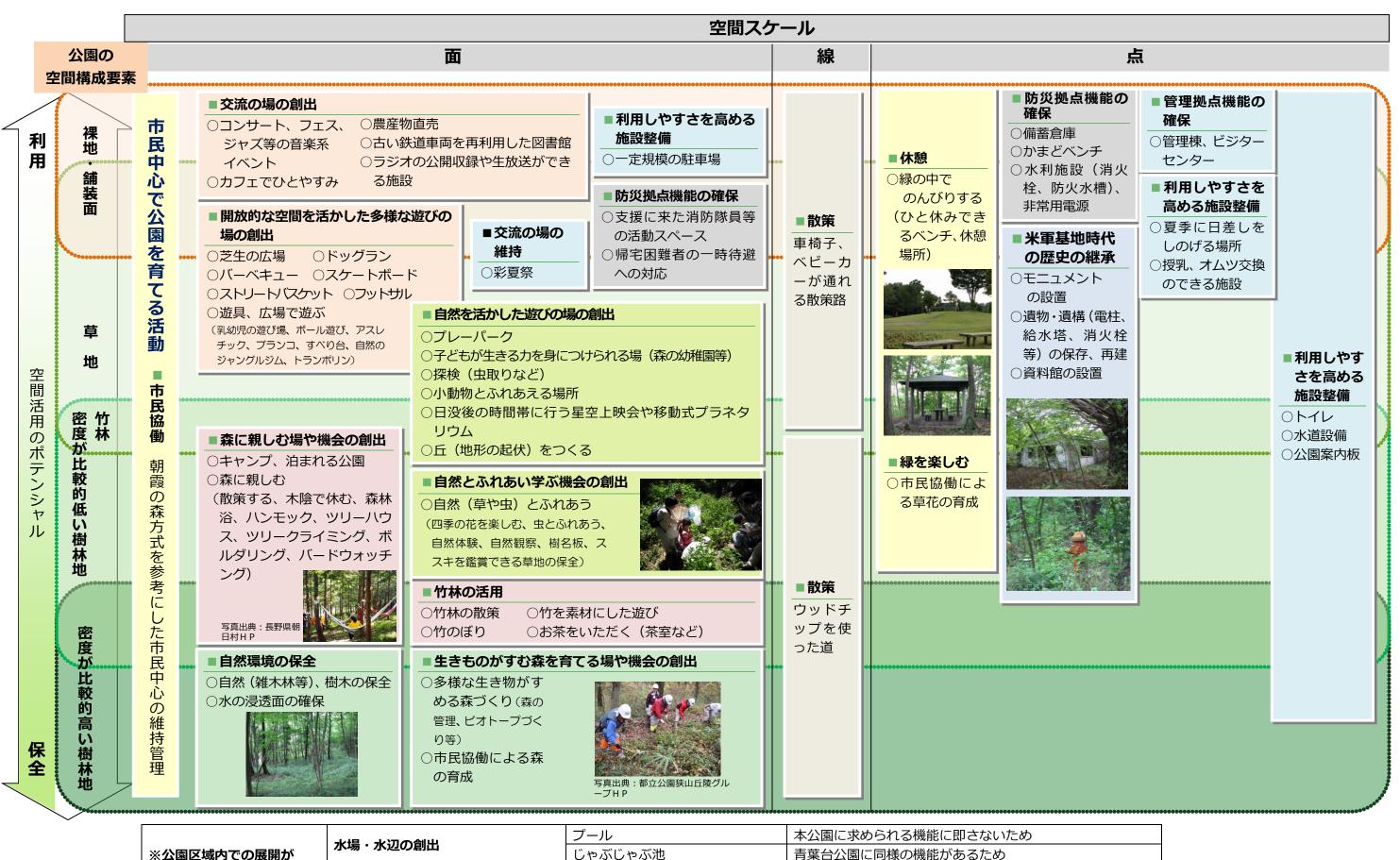
施設整備に関する提案・ニーズの方向性

利用しやすさを 高める施設整備 米軍基地時代の 歴史の継承 管理拠点機能の 確保

防災拠点機能の 確保

図 市民、関係機関等からの提案・ニーズの方向性

◆市民、関係機関等からの提案・ニーズと展開可能性のある空間構成要素との対応



	ᆉᄺᇰᆉᄁᄼᆀᆔ	プール	本公園に求められる機能に即さないため
※公園区域内での展開が	水場・水辺の創出	じゃぶじゃぶ池	青葉台公園に同様の機能があるため
困難と考えられる	にぎわい創出	野外音楽堂	仮設設備で対応できるため
提案・ニーズとその理由	利用しやすさを高める施設整備	公園通りの無電柱化	道路整備に関する内容であり、別途検討を行うため
	スポーツ系のニーズ	テニス、サッカー、野球等	朝霞中央公園、青葉台公園に同様の機能があるため

(2) 提案・ニーズをふまえた活動の展開可能性

前項で整理した、市民、関係機関等からの提案・ニーズと展開可能性のある空間構成要素との対応をもとに、以下の考え方を基本として、提案・ニーズをふまえた活動について、展開可能性のある場所を整理しました。

【提案・ニーズをふまえた活動展開の考え方】

- ○既存の空間構成要素(裸地・舗装面、草地、竹林、樹林 地等)をできる限り活かし、空間の特性の応じた活動を 展開します。
- ○散策・休憩・みどりを楽しむ活動は、公園・シンボルロード全体を使って楽しめるようにします。特に、周辺の公共施設やまちとつながる動線と重なる場所で、散策、休憩利用を展開します。
- ○公園・シンボルロードと周辺の市街地、施設を結ぶ結節 点となる空間において、にぎわい、交流の創出につなが る活動を展開します。
- ○朝霞の森の利用形態は、継承、拡大していきます。
- ○多様な生物の生息環境となっている中央部の樹林地を中心に自然環境を保全し、森を育む活動を展開し、その周辺のバッファーとなる樹林地において利用と保全が共存できる活動を展開します。
- ○開けた空間(裸地、舗装面)を活用して、災害時に想定される利用を展開します。
- ○彩夏祭については、従来の利用方法に支障が生じないよう配慮するとともに、公園・シンボルロードの整備により生じる新たな利用ニーズにも柔軟に対応を検討します。



図中に記載した活動及び施設は、提案・二ーズを ふまえた展開可能性のあるものとして示しています。

【参考】市民、関係機関等からの提案・ニーズの把握

○朝霞の森秋まつりで実施したアンケート(平成 28 年(2016 年) 11 月)





調査実施案内

調査状況

○小中高校生アンケート(平成 29 年(2017 年)1~2 月)



アンケート実施状況(朝霞第八小学校)

アンケート用紙

○市民意見交換会(平成29年(2017年)7月)



ワークショップ実施状況



ワークショップ結果

2. 4 動線の考え方

公園・シンボルロードの現況と整備に向けた留意事項、市民・関係機関等からの提案・ ニーズをふまえた活動の展開可能性をふまえ、計画地内の動線の考え方を次のように整理 します。

- ○「2.3 市民、関係機関等からの提案・ニーズ」において整理した、各活動エリアをつなぐ動線を形成していきます。
- ○基地時代に整備された道路のうち主要な道路(東園路、北園路、正面園路等) については、当面の間、動線として活用します。また、将来的にも、日常時 の管理車両通行、災害発生時に支援に来た他行政機関の緊急車両の通行・駐 車ペースとして活用することを想定しますが、供用区域の拡大に合わせて柔 軟に園路の見直しを図ります。
- ○計画地の西側部分に南北方向の動線がないことから、草原や並木の間を抜けて活動エリアを往来できる空間をつくる、密度が比較的低い樹林地内に散策路を設けるなどして、南北方向の動線を確保します。
- ○生物の生息・生育環境の核となる樹林地は、人の立ち入りを抑制するため、 既存の園路以外に新たに主要な動線を設けないこととします。
- ○自動車によりアクセスしやすい西側、南側の主要な出入口付近に、駐車場を 確保します。
- ○計画地の外周道路を歩行者が安全に、安心して、ゆとりを持って通行できるよう、道路と公園の境界部にゆとりある歩行者空間を確保します。

なお、園路やゾーン等の名称については、当初計画及び朝霞市シンボルロード整備基本計画の記載に準じた仮称であり、整備を進める中で市民等との連携により名称を検討します。



2.5 整備の方向性

公園・シンボルロードの現況と整備に向けた留意事項、提案・ニーズをふまえた活動の 展開可能性、動線の考え方をふまえ、次ページの図に示す区域ごとに、「整備の方向性」と して示します。

整備の方向性は、実現を目指す区域の将来像と、その実現に向けた留意事項を示すものであり、本計画をふまえ、「使いながらつくる、つくりながら考える」の考え方に基づいて設計段階でさらに市民意見を反映しながら、各区域の具体的な整備内容及び活用方法の検討を具体化します。

ただし、公園施設の整備については、用地取得及び土壌汚染対策について、国との協議が整った後に進めていくこととなります。

このため、当面の間は、既存の道路を活用しながら、市民が利用できる区域を広げていく形で開放を進めます。その上で、国との協議が整った段階で、新たな動線となる園路の整備、休憩施設、便益施設、管理施設等の整備、民間活力による施設整備・収益事業等の導入を進めます。

なお、公園通りから西側 30mのシンボルロード用地は道路法に基づく道路の区域として 用地を取得する予定ですが、公園と一体的な緑化空間として整備を進めます。

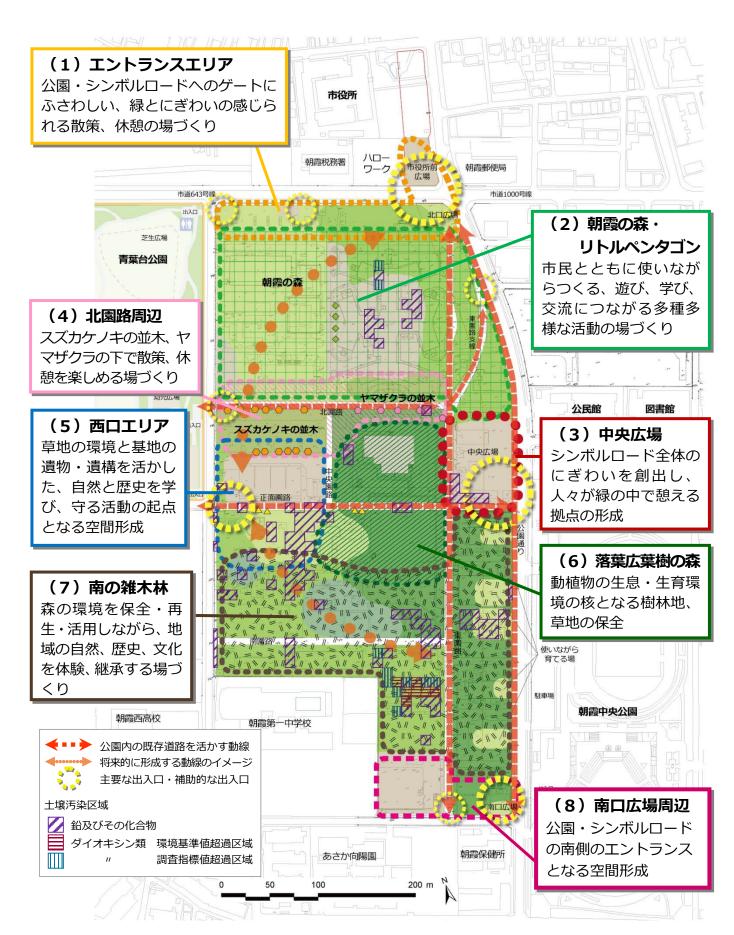


図 整備の方向性

(1) エントランスエリア

①展開する活動イメージ

○緑のある風景を楽しみながら散策、休憩する

②特性

- ・朝霞駅に最も近い場所にあり、駅方面から公園・シンボルロードを訪れる人を出迎える空間となり、朝霞市シンボルロード整備基本計画において、市道 643 号線と公園通りとの交差点部に市役所前広場、北口広場を設けることとなっています。
- ・市道 643 号線は、青葉台公園、朝霞西高校などへのアクセス経路となっており、人通りが比較的多い場所です。また、北側に、多くの人が訪れる公共施設(市役所、朝霞税務署、ハローワーク)が立地しており、計画対象区域の中では集客性を見込める場所の一つとなっています。
- ・市役所前広場、公園通り、市道 643 号線、市道 1000 号線は、彩夏祭の会場の一部として利用されています。

3課題

- ・市道 643 号線の公園側の歩道は、通行量に対し、必ずしもゆとりの感じられる幅員になっていません。
- ・北口広場周辺の樹林地は、樹木にツタやクズなどが絡みつくなど、景観が悪化しており、公園の魅力を伝えられるよう改善が必要です。
- ・青葉台公園側の出入口については、両公園の連携を考慮した配置や、既存のエノキや イチョウの大木を活かした設計が求められます。



- ・公園・シンボルロードへのゲートにふさわしい、緑とにぎわいが感じられる空間をめずして、周辺の公共施設に立ち寄ったついでに、花や緑を楽しみながら、散策、休憩できる場をつくります。
- ・朝霞駅方面から公園・シンボルロードを訪れる人を出迎えるゲートとなる場所に広場を設け、彩夏祭や日常の小規模なイベントに対応でき、日常的には休憩に使える空間とします。
- ・「朝霞の森」と郵便局前の交差点の間の樹林地は、木々の向こうに「朝霞の森」の存在を望める明るい木立としていきます。
- ・公園用地に関する国との協議が整った段階で、周辺に公共施設が多く、市街地に近い 立地を活かして、市場性を調査した上で、公園利用者の利便性の向上、休憩機能の確 保に資するカフェ、コンビニ等の施設を民間活力により導入することを検討します。

- ・歩道と一体となった散策路
- ・広場(市役所前広場、北口広場)及びベンチ等の休憩施設
- ・コンビニ・カフェ等の収益施設(トイレ併設)
- ・駐輪場(既存施設を活用)



市道 1000 号線から望む市役所前広場と北口広場のイメージ

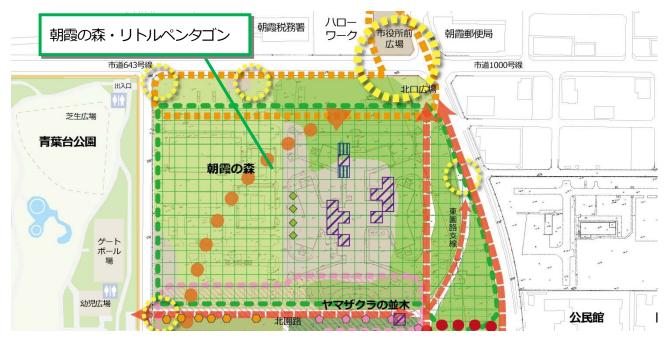
(2)朝霞の森・リトルペンタゴン

①展開する活動イメージ

- ○草原や木立の中でのびのび遊び学ぶ
 - ■自然を活かした遊びの場の創出
 - ・プレーパーク・・子どもが生きる力を身につけられる場(森の幼稚園等)
 - ·探検(虫取りなど) ·日没後の時間帯に行う星空上映会や移動式プラネタリウム
 - ・丘(地形の起伏)をつくる ・小動物とふれあえる場所
 - ■自然とふれあい学ぶ機会の創出
 - ・自然(草や虫)とふれあう(四季の花を楽しむ、虫とふれあう、自然体験、 自然観察、樹名板、ススキを鑑賞できる草地の保全)
 - ■開放的な空間を活かした多様な遊びの場の創出
 - ・芝生の広場 ・ドッグラン ・バーベキュー
 - ・スケートボード、ストリートバスケット、フットサル
 - ・遊具、広場で遊ぶ(乳幼児の遊び場、ボール遊び、アスレチック、ブランコ、すべ り台、自然のジャングルジム、トランポリン)

②特性

- ・西側の区域は、開けた草地の中央にスズカケノキの高木が生育しています。基地跡地 暫定利用広場「朝霞の森」として開放され、市民主体の管理運営が行われており、日 常的な遊びの場であることに加え、自然観察、イベント、プレーパークなど多様な活 動が行われています。区域内には、バットの使用エリアや、バーベキューなどができ る火の使用エリアが設定されています。
- ・草刈りを実施しないエリアで多くの昆虫類が確認されています。
- ・東側の区域は、米軍時代に存在していた施設の形状から通称「リトルペンタゴン」と呼ばれています。建物跡はコンクリートで覆われていますが、その上に形成された薄い表土に草木類が生え、昆虫類の生息場所となっています。



3課題

- ・「朝霞の森」のエリアは、レクリエーションに関する多様なニーズがある一方で、樹木や草地などの自然とふれあう活動ニーズも見られ、かつ昆虫類の生息環境の一つとなっていることから、利用を中心としつつ、草地などの自然環境の保全への配慮も求められます。
- ・「朝霞の森」は、土地を所有する国と市が無償による管理委託契約を結んで利用していることから、管理運営活動の拠点である仮設のトレーラーハウスをはじめ、恒久的な施設は設置されておらず、休憩施設やトイレがないことが課題となっています。
- ・基地時代を象徴する場所の一つであるリトルペンタゴン跡は、重要種を含む昆虫類の 生息環境となっており、留意が必要です。また、建物跡の一部に土壌汚染区域が存在 しており、汚染土壌の除去や覆う等の対策が求められています。

4 整備の方向性

- ・「朝霞の森」の草地とその周囲の樹林地を活かしながら、遊び、学び、交流につながる多種多様な活動の場を、市民と使いながらつくる場としていきます。そのために、 市民中心の管理運営活動の拠点となる施設を設けることを検討します。
- ・利用を重視しつつ、草地や林縁などの自然的環境を保全していくため、施設整備は最小限にとどめ、現在行われている「バットの使用エリア」の設定のように、空間の使い方を工夫することで多様なレクリエーション活動ができる場を創出していきます。
- ・リトルペンタゴンの跡地については、遺構の範囲を示す造形物(形状に沿ってタイルを埋め込む等)を設ける、土壌汚染対策を要する区域に築山を設けるなど、象徴性を持たせる仕掛けを導入します。また、北口広場からリトルペンタゴンの跡地への動線を確保します。
- ·「朝霞の森」のエリアについては、開けた空間を活かして、災害時には帰宅困難者の 受け入れや災害仮設住宅の建設地等に活用します。

- ・市民中心の管理運営活動の 拠点施設(交流スペース、 倉庫、トイレ等を含む)
- ・築山
- ・ベンチ・四阿等の休憩施設
- ・駐車場・駐輪場(既存施設 を活用)
- ・災害時に利用できる非常用 電源(太陽光発電)、非常用 トイレ等の設備



リトルペンタゴン跡地の北側から築山を望むイメージ

(3)中央広場

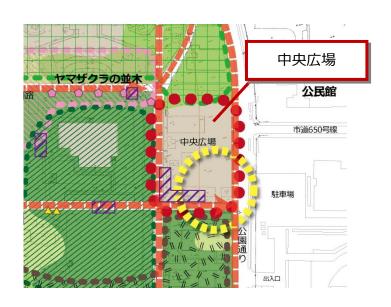
①展開する活動イメージ

- ○にぎわいと交流を生み出す
 - ■交流の場の創出
 - ・コンサート、フェス、ジャズ等の音楽系イベント
 - ・カフェでひとやすみ
 - ・農産物直売 等

②特性

- ・中央公民館、総合体育館に面しており、これらの施設では各種のイベントやスポーツ大会が開催されています。また、図書館も近くに立地しています。
- ・南側の部分は、現在、臨時駐車場として利用しています。
- ・北側の部分は、コンクリート等の舗装の隙間などから生えた中木が繁茂しています。

- ・シンボルロードの中央部に位置し、周辺施設と連携した活用が望めるポテンシャルを 活かしていくことが必要です。
- ・東園路及び正面園路に面する南西の一画に土壌汚染区域があります。



- ・周辺の公共施設と連携を図りながら、シンボルロード全体のにぎわい創出の拠点となる広場とし、周辺施設と連携して彩夏祭やイベント等を行う場としていくとともに、 周辺施設を訪れる人々が緑の中で憩える場を提供します。
- ・現在の臨時駐車場とその北側のアスファルト舗装上に樹木が生えつつある空間を合わせて約 5,000 ㎡の空間を確保し、その中に小規模なイベントから比較的規模の大きなイベントにまで幅広く活用できる広場を設けます。
- ・市民が日常的に集えるにぎわい創出の拠点としていくため、中央公民館と総合体育館 の間の市道 650 号線から中央広場を望んだ際のアイストップとなるような場所(公園 用地側)に、日常はベンチ、イベント時はステージとして利用ができるデッキテラス を設置します。
- ・仮設コンテナの利活用、または市場性を調査した上で民間が運営するカフェやレストラン等の店舗誘致を積極的に行います。あわせて、これらの導入に対応できる電源、 給排水設備を設けます。
- ・広場の北側には、緑陰の下や原っぱで読書を楽しめる緑の空間を設けるともに、花木、 紅葉する樹木を植栽し、四季を感じられる景観をつくります。
- ・土壌汚染区域は、汚染処理が完了するまでの間、フェンスで囲み、立入を制限します。
- ・平成 29 年度(2017年度)に実施した希少植物の追跡調査において確認されたマツバラン、サイハイランについては、移植等の必要な保全対策を行います。

- ・デッキテラス
- ・民間が運営するカフェ等の収益施設または仮設コンテナ(将来的にトイレを含む)



キッチンカーを導入したオープンカフェのイメージ

(4) 北園路周辺

①展開する活動イメージ

- ○並木の下でのんびりと散策、休憩する
- ○市民協働で草花を育て、四季を楽しむ

②特性

- ・北園路の南側には、園路に沿ってスズカケノキ、ヤマザクラの大木が生育しています。
- ・スズカケノキの並木は、約50mの間隔で2列植えられており、その間の空間は中低木、 草が繁茂しています。
- ・北園路については、土壌汚染区域が1箇所ありますが、朝霞市シンボルロード整備基本計画において、できる限り早期の整備を目指すこととしており、地域の東西を結ぶ 通路として歩いて楽しめる環境を形成していくことが求められます。

- ・北園路に沿ってシンボルツリーとなり得るスズカケノキ、ヤマザクラの大木があるも のの、周囲の中低木などに埋もれています。
- ・東園路沿いに、基地時代の小屋が残存していますが、老朽化が進んでいます。
- ・北園路と樹林地の境に、小面積の土壌汚染区域が分布しています。



- ・北園路に沿って残るスズカケノキの並木、ヤマザクラの下で散策、休憩を楽しめる場 とします。
- ・スズカケノキの並木の間の開けた空間は、中低木を整理して、花木や実のなる木、草花を植栽し、木陰で読書やピクニックを楽しんだり、市民が花を育てたりできる、緑豊かな憩いの広場を形成します。
- ・基地時代の小屋は、当面フェンスで囲うなどして残し、保存・活用については整備段 階で専門家を交えて検討します。
- ・土壌汚染区域については、汚染処理が完了するまでの間、フェンスで囲う、園路を迂回させるなどの対策を検討します。

- ・ベンチ
- ・四阿等の休憩施設
- ・小屋を解説する案内板



スズカケノキの並木の間に広がる広場のイメージ

(5) 西口エリア

①展開する活動イメージ

- ○周囲に残る森や基地時代の遺物を活かして、自然と歴史を学ぶ
 - ■拠点機能の確保
 - ・管理棟、ビジターセンター

②特性

- ・地域の東西を結ぶ動線上に位置しており、西側からアクセスする人を出迎えるゲート となる空間となります。
- ・正面園路をはさんで南北に、開けた空間が広がっています。
- ・正面園路北側は、アスファルト舗装された広場状の空間となっており、彩夏祭時に 花火の打ち上げ場所の一つとして利用されています。
- ・正面園路南側は、主に草地となっています。ホオジロの繁殖が確認される一方で、 クズが繁茂し、昆虫類の多様性は低下しています。また、西側の一画に、ガソリン スタンド跡が残存していますが、老朽化が進んでいます。
- ・正面園路沿いに、存在感のあるイチョウの大木が生育しています。

- ・兵舎、ガソリンスタンド跡とされる特徴的な上屋とタンクが残存していますが、老朽 化が著しく進んでいます。
- ・正面園路南側の草地は、鳥類の繁殖がみられるなど、公園全体の生物多様性を考える 上で、動植物の重要な生息・生育環境の一つであるものの、中央部に土壌汚染区域が まとまって分布しており、対策が求められています。



- ・草地の環境、基地時代の遺物・遺構を活かしながら、自然と歴史を学び、守る活動の 起点となる空間を形成します。
- ・正面園路北側の開けた空間については、オープンスペースを維持しつつ、展示施設、 管理棟機能、災害時の拠点機能を併せ持ったビジターセンターを設けることを検討し ます。また、青葉台公園・朝霞中央公園を結ぶ経路の中継地点となる立地から、災害 時の利用を想定し、非常用電源、水利施設等の設備を導入します。なお、彩夏祭にお ける花火の打ち上げに支障が生じないよう配慮します。
- ・現存する兵舎やガソリンスタンド跡は、案内板を設置し、歴史を学ぶ素材として活か していきます。ただし、遺物そのものの保存または活用については、整備段階で専門 家を交えて検討します。
- ・正面園路南側の草地については、動植物の生息・生育環境の核となる樹林につながる エコトーンとして、土壌汚染対策を行った上で、できる限り草地を復元します。
- ・正面園路沿いに見られるイチョウの大木などをシンボルツリーとして活かし、地域の 東西をつなぐ動線にふさわしい景観を形成していきます。

- ・ビジターセンター(500 ㎡程度。自然や歴史の学習拠点、管理棟の機能と、備蓄 倉庫及び災害時に会議室等として利用できる機能を整備)
- ・ガソリンスタンド跡、兵舎跡の歴史を解説する案内板
- ・消防水利施設、災害時に利用できる非常用電源(太陽光発電)、非常用トイレ等の 設備
- ·駐車場·駐輪場

(6) 落葉広葉樹の森

①展開する活動イメージ

- ○自然環境を保全し、生き物のすむ森を育む
 - ■自然環境の保全
 - ・自然(雑木林等)、樹木の保全
 - ■生きものがすむ森を育てる場や機会の創出
 - ・多様な生き物がすめる森づくり(森の管理、ビオトープの形成等)
 - ・市民協働による森の育成

②特性

- ・比較的密度の高い樹林地に覆われており、多様な鳥類、希少植物が確認されています。
- ・正面園路北側の樹林地は、中央部の建物跡地に開けた空間が残っていますが、ヤマザクラ、ハリエンジュ、エノキ、ムクノキ等の落葉広葉樹に覆われ、重要種を含む多様な鳥類が確認されています。
- ・正面園路南側の樹林地も北側同様に、ヤマザクラ、ハリエンジュ、エノキ、ムクノキ 等の落葉広葉樹に覆われています。

③課題

- ・多様な生物が生息・生育する環境を保全していくことが必要ですが、人工的な植栽地から変化の途上にある樹林地であるため、将来的にめざす樹林地の姿を明らかにした上で、必要に応じて一定の管理の手を入れていくことが求められます。
- ・イチョウの大木の下に、かまぼこ型の兵舎が残存しており、特徴的な景観をつくって いますが、兵舎は老朽化が進んでいます。
- ・樹林地内及び正面園路上に土壌汚染区域が分布しています。



- ・生物に関するデータの蓄積を進め、将来的にめざす方向性について市民参加で議論を 行っていくことを前提に、動植物の生息・生育環境の核として樹林地、草地を保全し ます。
- ・将来的に、管理活動、自然観察以外に積極的には活用しない空間とし、散策路を設ける場合は、自然に形成された通路にチップ舗装を行うなど、できる限り環境に配慮した形態とします。
- ・現存するかまぼこ型の兵舎は、案内板を設置し、歴史を学ぶ素材として活かしていきます。ただし、遺物そのものの保存または活用については、整備段階で専門家を交えて検討します。
- ・土壌汚染区域については、汚染処理が完了するまでの間、フェンスで囲う、園路を迂回させるなどの対策を検討します。

【想定する施設】

・チップを敷いた散策路

(7) 南の雑木林

①展開する活動イメージ

- ○市民や地域(学校等)と連携して森の資源を活かし楽しむ
 - ■森に親しむ場や機会の創出
 - ・キャンプ、泊まれる公園
 - ・森に親しむ(散策する、木陰で休む、森林浴、ハンモック、ツリーハウス、ツリー クライミング、ボルダリング、バードウォッチング)
 - ■竹林の活用
 - ・竹林の散策、竹を素材にした遊び、竹のぼり
 - ・お茶をいただく(茶室など)

②特性

- ・密度が比較的低い雑木林になっており、一部に竹林、草地が存在しています。
- ・樹林地については、主にヤマザクラが優占する林、ケヤキ・スズカケノキ類が優占する林となっていますが、トウネズミモチ、シュロなど鳥類による種子散布等で増えたと推測される樹種が多く見られます。

- ・比較的密度が低く、森や竹林を使ったレクリエーションの場としての活用ポテンシャルのある樹林地ですが、鳥類による種子散布で増加した樹種をはじめ、様々な樹種により構成された高密度の中低木によって景観が悪化しています。
- ・樹林地内に土壌汚染区域が点在しており、対策が必要です。



- ・草地、林縁、雑木林、竹林の多様な環境を保全・再生・活用しながら、市民や地域(学校等)と協働で、雑木林の管理活動、森や竹林の資源を活かしたツリークライミングなどのレクリエーション、花見や月見など、地域の自然、歴史、文化を体験、継承する場として活用します。
- ・シンボルロードにおける、樹木がほとんどない建物跡地については、「使いながら育てる場」として、市民協働で用途を考え、使いながら段階的に整備を行います。
- ・土壌汚染区域については対策を行った上で、汚染対策の手法に応じた利活用方法を市民 協働で検討します。

- ・林内を散策できる園路
- ・トイレ
- ・林内の活動資材を保管する仮設倉庫



雑木林の中で行う散策やツリークライミングなどの活動イメージ

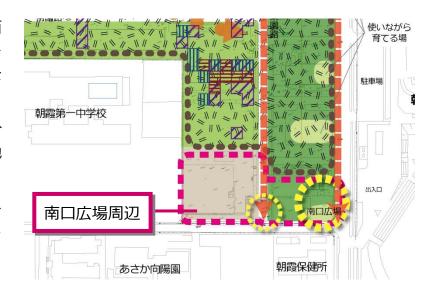
(8) 南口広場周辺

①展開する活動イメージ

○南から訪れる人を公園に出迎える

②特性

- ・国道 254 号 (川越街道) 方面 から公園・シンボルロードを 訪れる人を出迎える空間となります。
- ・東園路と公園通りの間の部分 は、比較的密度が高い樹林地 となっています。
- ・朝霞第一中学校東側の用地に ついては、東京都水道局によ る立坑工事が行われており、 平成32年度(2020年度)以 降に完了する予定です。



3課題

- ・隣接する朝霞中央公園にスポーツ大会などで訪れる人の利用なども想定した空間を つくっていくことが求められます。
- ・国道 254 号(川越街道)等からの自動車によるアクセスへの対応が必要です。

4 整備の方向性

- ・シンボルロードの南口広場を中心に、健全な高木などシンボルツリーとなり得る既存 樹木や地形の起伏をできる限り保全しながら、来訪者がのんびりと憩える広場(300 ~400 ㎡)を設け、公園・シンボルロード南側のエントランスとなる空間を形成しま す。
- ・南口広場については、ストリートライブ、パフォーマンス、移動販売等の小規模なイベントに対応し、彩夏祭時にはよさこいチームの待機、スタート地点等に活用できる場とします。
- ・東京都水道局による工事が行われている空間は、工事終了後、駐車場・駐輪場として 活用します。また、将来的にトイレの設置を検討します。

- ・ベンチ等の休憩施設(南口広場)
- ・駐車場・駐輪場
- ・トイレ